



月刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 千葉 (22) 7207 番

90.5.2. No. 3210

あついても差別・選別差別

すべての予科生を、運転士に発令しろ

今回JR当局が運転士見習を発令した人物は、国鉄時代、自ら希望して駅に転勤した上で、八六年十月七日付で動労千葉に一方的に脱退届を送りつけ、その後鉄道労連に加入、鉄道労連の青年部役員となつて、車掌に発令されていた裏切り子である。前回の差別・選別発令(昨年十一月)のときは、予科・本科・ハンドル訓練とも機関士科しか出ていなかったために外されたのである。それを、わざわざEC転換して、運転士見習に発令したのだ。まさに、JR総連と結託した、あまりにも露骨な差別・選別発令である!

この間の動労千葉の再三にわたる申し入れに対しては、一切まともに回答しよるともせず、極めて挑戦的に、またもや差別・選別発令を強行したのだ。われわれは、断じて許すこととはできなう。

しかも、この四月以降、運転士から営業等へ強制配転された仲間たちは、賃金が切り下げられているのである。もし、運転士が必要であるならば、賃金まで切り下げられた仲間たちを真先に戻すべきが当然である! いったい、いかなる理由があつて、ECの教育すらしていない予科生を登用しなければならないというのか!

しかも、当局自身が「運転士の受給は当面まにあつている」と常々言っていたのだ。ここには、JR総連・革マルとJR当局が一体となつた異常な労務支配の実態が如実にあらわれていると言わなければならぬ。

JRは、ただちに、すべての強制配転者を原職に戻せ! すべての予科生を運転士に発令しろ!

90年代の勝利へ、新たな10年を切りひらこう!



▲吉野君(立川) 君(勝浦) 鴨川 君



▲赤羽根君(鶴川) 君(津) 君

もう三年

労働組合学校

人集ろう

第2回講座

- 1、日時 1990年5月7日(月) 13時より
- 2、場所 千葉県労働者福祉センター 3階第8会議室
- 3、内容

「ストライキ権と 支配介入」
(講師) 動労千葉顧問弁護団、内藤 隆

全力出席を訴えます。